

理事長・学長体制

1 検討の前提

法人の理事長は原則として大学の学長となる。	一体型
ただし、定款で学長を理事長と別に任命することも可能。	別置型
	法第71条第1項
理事長と別に任命された学長は、法人の副理事長となる。	法第71条第7項

2 検討の視点

区 分	メリット	デメリット
一体型	経営と教学両面の総合的・機動的運営の確保 権限と責任の一体化 迅速な意思決定	権限の集中による独善的な法人経営・大学運営への懸念
別置型	経営専門家等の理事長登用による経営基盤の強化 経営と教学の役割分担による専門性の発揮	理事長と学長の意見が異なる場合の意思決定の遅延 人件費負担の増大

3 先行事例

(1) 設置形態

区 分	設 立 団 体
一体型	秋田県 大阪府 (国立大学)
別置型	岩手県 東京都 長崎県 横浜市 北九州市

国立大学における一体型の理由

国立大学法人制度においては、教学と経営の円滑かつ一体的な合意形成が可能となる仕組みとする観点から学長を法人の長としているが、これは国立大学の現状等を踏まえた国立大学法人の設置者としての判断に基づくものと考えられる。

(2) 理事長（学長）の任期

[一体型]

		理事長（学長） 2年以上6年以内 法人規程	設置後最初の任期 6年以内 定款
秋田県		未定	4年
大阪府		未定	4年

[別置型]

	理事長 4年以内 定款	学長（副理事長） 2年以上6年以内 法人規程	学長の設置後最初の任期 6年以内 定款
岩手県	4年	4年	4年
東京都	4年	未定	4年
横浜市	4年	未定	1年
北九州市	4年	未定	4年
長崎県	4年	未定	3年

(3) 公立大学法人と学校法人（私学）における理事長の報酬の比較

	報酬についての法律上の規定	備 考
学校法人	報酬の規定は特になし	県内においても無報酬の例あり
公立大学法人	業績が考慮されるものでなければならぬ 支給の基準は、国及び地方公共団体の給与、他の一般地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該公立大学法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。	理事長報酬基準（先行事例） 秋田県 年24,220,000円 大阪府 月1,146,000円 + 調整・通勤・単身赴任手当 + 賞与 給料、調整手当、賞与は府に準じた減額措置 岩手県 月580,000円 + 通勤・寒冷地手当 東京都 年14,891,000円 ~ 21,795,000円 横浜市 年18,000,000円 + 通勤手当 北九州市 年16,700,000円 長崎県 年15,050,000円

地方独立行政法人法

第71条第1項 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとする事ができる。

第7項 第5項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第14条第3項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。